胎内市教育振興基本計画

【胎内市教育委員会の基本理念】

~ 教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み ~



ハクサンイチゲ咲く飯豊連峰

(第1期計画:平成26年度から平成30年度まで)

平成25年12月 胎内市教育委員会

はじめに

急速に進む少子高齢化、国際化や情報化の進展、さらにはライフスタイルの変化や地域コミュニティーの衰退など、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対するニーズはかつてないほど大きくなっております。

こうした中、平成 18 年 12 月に「教育基本法」が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、達成すべき教育目標が掲げられました。

「胎内市教育振興基本計画」は、この「教育基本法」に基づくとともに、「第1次胎内市総合計画」に示される胎内市の将来都市像「自然と文化を大切にし、未来を創造するまち」を実現するための教育分野における計画として策定いたしました。

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間として、胎内市の教育の基本目標と施策を体系化し、胎内市の実情に応じた様々な取り組みを計画的かつ効果的に実施するとともに、将来に向けての教育のあり方を明確にしました。

胎内市の「教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み」の教育理念の下、「健康な心身の醸成」および「豊かな人間性の確立」、「確かな学力の修得」、「ふるさとを誇りに思う人間の育成」を同計画の主目標に掲げ、市民の皆様にさまざまな学習機会や体験を通じて、笑顔と感動を与えることができるような教育施策を実施してまいります。

学校教育におきましては、学力向上に向けて創意工夫することはもちろん、社会や環境の変化に対応できる自立する力を育成します。また、人を思いやる気持ちや感謝する心を育むとともに体力の向上を図り、豊かな心と健やかな体の育成を進めます。このような教育の質的向上を約束する安全な教育環境の構築・維持は必須です。これからも学校と家庭・地域の連携を推進し、総合的な教育力の向上を図ります。

生涯学習におきましては、自己啓発や生活の充実のための学びの環境の整備や芸術・ 文化活動を支援し、生涯にわたる自己実現をサポートします。

生涯スポーツにおきましては、市民の皆様にスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供し、心身ともに健康で活力に満ちた生活が営めるように努めます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました胎内市教育振興計画 策定委員会委員の皆さまはじめ、ご意見をお寄せいただきました市民の皆さま、その他 基本計画策定にかかわりご協力いただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げ ます。

平成 25 年 12 月

胎内市教育委員会 教育長 小 野 達 也

目 次

はじめに

第 1 章	Ė	計画の策定にあたって	P 1
第 1	į	計画策定の趣旨	
第 2	i	計画の位置付け	
第3	i	計画の期間	
第4		策定の経過と計画の特徴	
第2章	÷ [治内市の教育をめぐる動き — 現状と課題 ······	P 2
第 1 第 1	•	治内市に関わる最近の社会状況	. –
第2		治内市の教育の現状と課題 	
第3章	- [治内市の教育の目指す姿 ····································	P 9
おり早 第1	·	治内市の目指す教育理念	ГЭ
	•	計画の目標	
· -		□ 回の日保 7 つの基本方向と施策の柱	
第4章	<u> </u>	施策の方向と展開	P12
第 1		スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進	
	1	子どもの体力向上	
	2	生涯スポーツの推進	
	3	競技スポーツの振興	
	4	芸術・文化の振興	
第 2		安全教育と健康教育の推進	P17
	1	防災教育の推進	
	2	健康教育の推進	
	3	食育の推進	
第3	ı	心豊かで広い心を持つ人材の育成	P 21
	1	心豊かな人材の育成	
	2	家庭と地域が連携した社会性の育成	
	3		
	4	キャリア教育の推進	

第4		学ぶ子どもの育成	P 28
	1	学力向上への取組	
	2	学校運営の改善	
	3	特別支援教育の推進	
第5		ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進	P33
	1	ふるさと教育の推進	
	2	文化財の活用と保護	
第6		安全な教育環境の整備	P36
	1	安全な教育環境の整備	
	2	情報活用能力育成の環境整備	
	3	教育の機会均等の確保	
第7		活力あるコミュニティーの形成	P39
	1	地域社会の確立	
	2	生涯学習の振興	
	3	学びを通じたコミュニティーの再構築	
第5章	•	計画の推進に向けて	P 44
第 1		組織及び運営の改編	
第2		計画の周知	
第3		進捗管理	
第4		研修	

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

平成18年に改正された教育基本法第17条第2項において、地方公共団体には地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが求められています。

このような状況を踏まえ、胎内市が目指す教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「胎内市教育振興基本計画」を策定することといたしました。

今後、この計画の着実な推進を通して、生涯学習社会の実現に向けた市民総参加の教育活動を推進して参ります。

第2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する胎内市の教育振興基本計画であり、10年先を見据え、胎内市が目指す基本的な方向や、今後、推進すべき重点的な取組内容や、その目標(指標)を明らかにするものです。

第3 計画の期間

本計画は、平成26年度を初年度とし、10年間となっていますが、平成26年度から平成30年度までの5年間を第1期計画、平成31年度から平成35年度の5年間を第2期計画として、第1期計画終了時に計画の見直しを行います。

第4 策定の経過と計画の特徴

アンケート調査等により、市民の皆様から胎内市の教育の目指すべき姿について ご意見をいただき、さらに教育経験者、各種団体等を代表する者で構成する「胎内 市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、会議を重ねてきました。

本計画は、第2章で、胎内市を取り巻く社会状況や本市教育の現状と課題を分析し、第3章では本市の目指す教育像と、その実現のための計画と目標、基本方向を明らかにしています。第4章では、基本方向の実施に向けた施策の柱ごとに施策の重点的な取組を示しています。第5章では、本計画を着実に推進するための進捗管理の方法を示しています。

第2章 胎内市の教育をめぐる動き - 現状と課題

第1 胎内市に関わる最近の社会状況

1 少子高齢化の進行

日本社会の現状として、少子高齢化や人口減少にかかわる課題が、より深刻化していると言えます。胎内市の人口は、平成2年以降減少に転じ、平成17年の国勢調査では32,813人でありましたが、平成22年の国勢調査では31,424人となっており、平成17年に比して4.2%の減少となっています。

人口動態をみた場合、転出など社会的要因による減少のほか、出生率の低下に よる自然減少が顕著に現れています。

また、年齢別人口構成をみると、65歳以上の比率が平成17年において25.4%であったものが、平成22年には28.9%と増加傾向にあります。

社会的影響としては、地域から子どもの数が少なくなる一方で、高齢者が増大していることにより、防犯、消防などに関する自主的な住民活動をはじめ、集落という共同体の維持さえ困難な状況にあります。

2 産業構造の変化

産業人口は、平成22年の国勢調査では、15,184人となっており、その構成は第一次産業約11%、第二次産業約35%、第三次産業約54%であります。これらの指数を新潟県平均と比較すると、第一次産業で新潟県平均6.3%に対して胎内市では11.1%、第二次産業で新潟県平均29.4%に対して胎内市では35.4%であります。

このように胎内市では、新潟県平均よりも第一次産業および第二次産業への依存度が高いことが確認できます。

就業者数は、平成12年から平成22年までの間に約1割減少しており、就業者数の減少が続いています。

3 家族構成の変容

人口が減少する一方、世帯数は逆に増加傾向にあります。これは、一世帯あたりの人数は減少と核家族化の進行を顕著に示していると言えます。それに伴い、最も身近なコミュニティーと言える家庭内で、学び合い、社会性を育む機会が失われつつあるとも考えられることから、地域社会のあり方や世代間交流の必要性、さらには家庭教育の重要性が改めて問いただされています。

4 支援制度の拡充等

前述した状況下において、胎内市においても様々な「支援」を必要としている

人の増加、また、子育て支援、生活支援、高齢者支援、特別支援教育などへの依存や期待が高まっている現状にあります。

今後さらに、それに対する各種制度の拡充あるいは制度創設、財政的措置(支援)が求められています。

5 グローバル化の進展

胎内市は、昭和63年に南イリノイ大学新潟校の誘致(開校期間:平成19年度まで)をはじめ、国際化の進展に努めてきましたが、近年、情報化や経済のグローバル化がめざましく、それらに対応するためには、これまで以上に自治体の施策として様々な取組が必要とされています。

第2 胎内市の教育の現状と課題

前記の最近の社会状況から、胎内市における教育の現状と課題を次のように認識しました。

※ 課題は四角に囲み、現状の概要をその下欄に示しました。

1 安全に留意しながら、生涯にわたってスポーツに取り組み、自ら健康づくりの礎とする。

(1) 健康な体と体力づくり

児童・生徒の体位は県や全国平均を超えていますが、体力と運動能力は低下傾向にあります。また、健康面でも食事や休養、睡眠、適度な運動のバランスがよくありません。

これは、一般市民の健康の維持増進においても同様のことが言えます。

(2) 生涯スポーツの推進

胎内市では「週ースポーツ」の推進をとおして、多様な運動機会の提供や施設整備に努めてきました。平成23年2月には、総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」が年間を通して「誰もが、いつでも気軽にスポーツを楽しめる」場を提供する組織として設立され、幅広い年代に対し様々な運動プログラムを提供しています。

今後は、老朽化した体育館に代わる施設として(仮称)胎内市総合体育館の建設を推進するとともに、「市民協働」の立場に立ち、体育協会やスポーツ少年団、総合型スポーツクラブなどと施設の効率的な管理、運営の在り方を探り、より一層、市民にスポーツを親しむ機会と場を提供していくことが求められています。

(3) 安全な生活環境の整備

近年、子どもを取り巻く環境の変化でゲームやビデオ等の視聴など、室内で過ごすことが多くなっています。身体を動かして体力をつけ、社会性を向上させるためにも、子どもが戸外で安心して遊ぶことのできる生活環境の整備を進めるとともに、運動機会が多く持てるよう努めなければなりません。

その上、少子化による仲間づくりの難しさをどう打破していくかも大きな課題 です。

2 芸術・文化活動に参加し、感性を磨く。さらに、社会の中の自己の存在 を知るために他者を知り、社会と自己、他者と自己との関係性を考える。

(1) 芸術・文化に関する意識の高揚

芸術・文化事業においては、鑑賞や発表の機会を提供してきましたが、アンケート調査の結果によれば、市民の芸術・文化などの事業に参加する割合は低く、市民のニーズに沿った分野の事業実施や作品の精選により、関心や活動意欲を高めていく必要があります。

(2) より高い規範意識の育成

平成24年度「全国学力・学習状況調査結果」の児童・生徒質問紙回答結果集計によれば、胎内市の児童・生徒の規範意識は新潟県平均や全国平均に比べてやや高いものの、小学生より中学生が低く、学年が進むと規範意識が低くなる傾向も見られます。規範意識は高くあるべきもので、なお一層の取組が必要です。

(3) より深い思いやりと優しさの育成

同調査によると「人の気持ちが分かる人間になりたい」や「人の役に立ちたい」 という問いには、胎内市の児童・生徒ともに新潟県や全国に比べて高く望ましい 傾向にあります。

思いやりや優しさは社会生活を営む上で欠かせない性向であり、今後もこのような意識を低下させないよう一層の取組が必要です。

(4) 人間関係づくり育成の強化

同調査の「近所の人にあいさつしているか」という社会性の基本的な事項については、胎内市の児童・生徒は新潟県や全国に比べて高い傾向にあります。しかし、地域からは不十分であるとの声や学校現場からは児童・生徒の人間関係づくりの力に弱さがあると指摘されていることから、家庭や地域が一体となった取組をより一層推進する必要があります。

3 初等・中等教育期間における基礎学力を確固たるものにして勉強を進め、学習や研究が生涯にわたり役立つものであることを実感させる。

(1) 学力向上は全市的な課題

平成24年度「全国学力・学習状況調査結果」の児童・生徒質問紙回答結果集計によれば、将来に夢や目標を持っていると明確に答える児童・生徒は約半数、自分で計画を立てて勉強しているかについてはさらに低くなっています。

また、胎内市の学力テスト結果は、小学校は新潟県平均もしくは同程度でありますが、中学校は新潟県平均を下回る傾向にあります。そして、家庭学習時間も、小学校は県平均および全国平均とほぼ同様ですが、中学校は、新潟県平均および全国平均より低く、一方、テレビやゲーム、ビデオなどの視聴時間が長いという特徴があります。

保護者の進学に対する関心は高く、期待も大きい一方で、上記のように家庭教育のあり方が問われてもいます。

(2) 学習意欲向上と生活改善の意欲向上

児童・生徒の学習意欲低下は大きな問題ですが、関連して、自信を持てない児童・生徒の増加や自己の現状に満足してしまう傾向、さらに読書離れ、新聞やテレビのニュースに対する関心の低さも問題となっています。

また、児童・生徒の問題意識の弱さ、創意工夫や創造性の弱さなどに加え、生活を改善する意欲の低下も指摘されていることから、夢や目標に向けて意欲的な学びへの仕掛けや誘導が喫緊の課題といえます。

(3) さらなる生涯学習の振興

高齢者大学の参加者数から推し量ると、成人の学習意欲はまだまだ低い状況にあると思われます。勤労者層、中高年層を含む市民の学習意欲を高めるためにも、健康やスポーツ、芸術・文化、科学など多岐にわたる生涯学習の振興と、ボランティア活動を活用、推進することが必要です。

4 郷土の自然と歴史を知るために、文化財を含めた豊富な資源などを活 用し、さらには、他の地域や諸外国の文化を積極的に学ぶ。

(1) 胎内市の豊かな自然資源を住民の誇りにする教育の振興

胎内市の小学校5年生全員を対象とする「ふるさと体験学習」の実施は、大きな成果をあげ、児童や学校、保護者および迎え入れる民泊農家の評価も非常に高いものがあります。

胎内市の豊かな自然や貴重な文化財をはじめとした教育資源を、学校や一般市 民の教材として活かしていくことが必要です。

(2) 国際交流事業の推進

昭和63年、南イリノイ大学新潟校の誘致をきっかけに、胎内市とアメリカ・イリノイ州カーボンデール市との間には姉妹都市が締結され、引き続き交流活動が続いています。また、中国黒龍江省綏化市との交流計画も進められています。

これらの交流により諸外国の文化を理解することは、日本の文化や歴史、風土、 風習、胎内市の良さを知るきっかけともなることから、さらなる国際交流の推進 を図っていくことが必要です。

(3) 英語教育の推進

国際交流を推進してきた経緯から、市民の英会話学習や英語教育に対する関心 も高く、積極的に子どもたちに英語学習をさせる家庭や、自ら英会話教室を利用 する市民も多くみられます。

このような期待や意欲に応えるため、学校教育における指導体制の整備や社会教育への支援を強化する必要があります。

(4) 地域の文化財と歴史の関わり

胎内市には、多くの文化財や歴史ある地域の伝統芸能などが多く残っています。 所在する多数の文化財に接する機会を多くの方々に提供することによって、先人 が培ってきた郷土を体感し、胎内市の誇る歴史を学ぶことができることについて、 情報発信していく必要があります。

[!] 5 健全な精神と健康な身体を築き、知性の発展を促進させることを目的と [!] した教育環境を整える。

(1) 安全な教育環境の整備

児童・生徒の戸外における安全性を確保するために、これまでも学校と家庭、 地域、そして関係機関と連携を図りながら取り組んできました。

今後、交通安全対策や防犯対策などの環境整備については、現状を十分に把握 し、これまで以上に学校と家庭、地域三者が協力し合いながら進めていく必要が あります。

(2) 学校施設等の防災機能の強化

施設と設備の老朽化への対応と防災機能の強化という両面から、総合的な整備 や補修を行ってきました。

今後、東日本大震災の教訓から、避難所施設としての学校や公共施設の安全性 を確保するために、防災機能を更に高めていく必要があります。

(3) 防災教育の推進・充実

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による甚大な被害は、多くの 国民に深い悲しみと多くの教訓を与えてきました。 このように近年、自然災害などによる甚大な被害から自らを守るため、学校における防災教育の充実が叫ばれるとともに、実践的な危機管理マニュアルの作成や避難訓練を実施するなど、「自分の身は自分で守る」という機運を学校教育・社会教育の場面でも醸成する必要があります。

(4) 「情報活用能力」の育成

情報社会に生きる子どもたちの情報活用能力を育成するためには、学校においてICT(情報コミュニケーション技術)を活用した授業を行うことで「情報教育」を格段に向上させることができます。

今後はさらに、コンピュータやインターネットを使う技能の習得と併せて、溢れる情報の中から必要な情報を取捨選択し、自らの情報として主体的に発信できる「情報活用能力」の向上を図っていく教育を充実させていくことが必須です。

第3章 胎内市の教育の目指す姿

第1 胎内市の目指す教育理念

胎内市の教育活動やこれまでの成果と課題に基づき、今後 10 年間をとおして次のような教育を具現化します。

教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み

日々変革する現代を生き抜き、ふるさとと日本の将来に貢献できるような、 ****
自らの目標と夢を持ち続けられるたくましい精神を涵養する。

第2 計画の目標

胎内市教育が目指す姿の実現に向け、次の4つの目標を設定します。

健康な心身の藤成

- 健康で活力あふれるたくまし い身体と体力を身につける
- スポーツを愛好し親しむ
- 自分の身を守ることができる
- 問題に積極的に挑戦できる
- 粘り強く取り組める忍耐力をもつ

確かな学力 の修得

- 楽しく学び、生きていくため の学力をつける
- 創造性を豊かにする
- 学ぶ意欲を持ち、自分で考え、 判断し行動できる
- 自分の思いや考えを伝える
- 読書の習慣をつけ、読解力を 向上させる
- 夢や目標を持ち努力する

豊かな人間性の確立

- モラルとルールを意識する
- 他とかかわり協調性を持ち、和 を大切にする
- 思いやる心・感謝の心を持つ
- 優れた技術や芸術に触れる
- 自己実現を通して信念を持て るようにする

ふるさとを誇りに 思う人間の育成

- ふるさとを知る
- 郷土の文化、歴史に親しむ
- 地域共同体の役割を知る
- ふるさとの発展に寄与する
- ふるさとの良さを発信する
- 他の地域や諸外国を知り、視 野を広げる

第3 7つの基本方向と施策の柱

これらの実現のための7つの基本方針、22の施策の柱を据え、具体的な施策に 取り組んでいきます。

1 スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進

施策の柱

- (1) 子どもの体力向上
- (2) 生涯スポーツの推進
- (3) 競技スポーツの振興
- (4) 芸術・文化の振興

2 安全教育と健康教育の推進

施策の柱

- (1) 防災教育の推進
- (2) 健康教育の推進
- (3) 食育の推進

3 心豊かで広い心を持つ人材の育成

施策の柱

- (1) 心豊かな人材の育成
- (2) 家庭と地域が連携した社会性の育成
- (3) 国際感覚を育む教育の実践
- (4) キャリア教育の推進

4 学ぶ子どもの育成

施策の柱

- (1) 学力向上への取組
- (2) 学校運営の改善
- (3) 特別支援教育の推進

5 ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進

施策の柱

- (1) ふるさと教育の推進
- (2) 文化財の活用と保護

6 安全な教育環境の整備

施策の柱

- (1) 安全な教育環境の整備
- (2) 情報活用能力育成の環境整備
- (3) 教育の機会均等の確保

7 活力あるコミュニティーの形成

施策の柱

- (1) 地域社会の確立
- (2) 生涯学習の振興
- (3) 学びを通じたコミュニティーの再構築

第4章 施策の方向と展開

第1 スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進

1 子どもの体力向上

施策の基本方針

- (1) 子どもの体力の向上は、胎内市の将来の発展のためにも重要な課題です。スポーツを愛好し親しむ市民の育成を目指します。
- (2) 幼稚園、保育園、小・中学校との連携を強化して、児童・生徒の体力の向上に努めます。

重点的な取組

- (1) 幼児・児童を対象とした運動に親しむプログラムの提供
 - ・主に、3歳頃から小学生を対象に、総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」 と連携し、親子で一緒に体を動かし、運動が好きになるような楽しいプログラム を提供します。
- (2) スポーツ少年団、運動部活動への支援
 - ・各団体および種目において、専門の外部指導者の活用を推進します。
 - ・主に、スポーツ少年団の指導者を対象にした「指導者講習会」を開催し、指導者 の指導力向上を図ります。
 - ・スポーツバスの運行により、市外で開催される各種大会への参加を支援します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
幼児・児童を対象とした運動に親しむプログ ラムへの参加者数	人/回	350/6	400/8
小学校全児童に対するスポーツ少年団登録 者加入率	%	47	50
中学校全生徒数に対する運動部員加入率	%	83	90

2 生涯スポーツの推進

施策の基本方針

全市民が生涯にわたって、スポーツを愛好し親しみながら心身の健康保持および増進に努めることができるよう、事業への支援や環境整備を行います。

重点的な取組

- (1) 総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」への支援
 - ・子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いっでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を提供することを目的として、設立された総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」に対し、支援を行います。

(2) 社会体育施設の管理運営

- ・スポーツ活動の拠点として管理運営を行っている 28 か所の社会体育施設について、必要に応じて維持、補修を行います。
- ・平成27年度末の完成を目途に、(仮称)胎内市総合体育館の建設を進めます。完成後は、スポーツ団体はもちろんのこと、個人でも気軽に自分のペースに合った健康づくり、体力づくりができる施設を目指します。
- (3) 各種スポーツ教室・大会の実施と支援
 - ・生涯スポーツの推進やスポーツ人口の底辺拡大を目指して、初心者体験スポーツ 教室や大会を継続して実施します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」 加入者数	人	611	750
社会体育施設利用人数(全施設)	人	155, 000	157, 000

3 競技スポーツの振興

施策の基本方針

競技団体が加盟している胎内市体育協会への支援を中心に、胎内市の競技スポーツ 水準の向上を目指します。また、2020年開催の東京オリンピックに向けて、全国レ ベルでスポーツ振興が図られることから、競技団体の強化を図ります。

重点的な取組

- (1) 胎内市体育協会への支援
 - ・選手が高度な競技力を維持・向上させるために必要な競技団体と、その母体となる体育協会へ継続的に支援していきます。
- (2) 競技団体・選手への支援
 - ・胎内市体育協会などと連携し、子どもの時からスポーツに親しむことのできる環境づくりを行うとともに、一線を退いた後もスポーツに親しみ、後継を指導、育成できる環境整備に取り組みます。
- (3) スポーツ教室の開催
 - ・実業団や元プロ選手などを講師とするスポーツ教室を開催し、スポーツに親しむ 市民や子どもたちが、直接指導を受けることにより、高い水準の競技を知るとと もに、競技力の向上に繋がるよう支援します。
 - ・指導者講習会を開催し、より専門的な指導ができるよう指導力の向上を図ります。
- (4) 各競技スポーツ施設の充実
 - ・各競技団体の活動や内容の充実を図るとともに、各種競技大会や交流試合が開催 できるよう、スポーツ施設を計画的に整備します。
 - ・市の管理するスポーツ施設は、積極的に国内のトップアスリートや競技団体が利用できるようにするとともに、来市の選手と市内の学校・スポーツ少年団・競技団体との交流が図られるように努めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
胎内市体育協会連盟員数	人	1, 472	1, 500
スポーツ教室参加者数	人	400	500

4 芸術・文化の振興

施策の基本方針

創造力と感性を育み、夢と感動を与え、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を 実現するため、芸術・文化の鑑賞、参加、創造の機会を提供し、芸術・文化水準の向 上を図るための環境整備に努めます。

重点的な取組

(1) 発表と鑑賞機会の充実

・小・中学校の児童・生徒および芸術・文化活動を行う個人や団体に活動成果の発表の場を提供するとともに、広く市民に対して優れた芸術・文化を鑑賞する機会を提供します。

(2) 芸術・文化振興策の充実

- ・子どもから成人を対象に、芸術・文化に親しみ体験する機会を創出するために、 各種団体の育成と強化を行います。
- ・学校活動において、胎内市の芸術・文化団体や地元の人材、胎内市出身などゆか りのあるアーティストを招へいするなどの機会を創り出し、次代の担い手を育成 します。

(3) 芸術・文化施設の充実

・芸術・文化活動に関する情報の発信や交流の場となる施設の活動および内容の充 実を図るとともに、新たな芸術・文化資源の発掘と地域振興に寄与する取組を進 めるため、地域の核となる拠点施設を整備します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
胎内市美術展作品出品者数	人	101	150
胎内市美術展・ジュニア美術展入場者数	人	1, 920	2, 500
産業文化会館多目的ホール利用者数	人	29, 000	33, 000

第2 安全教育と健康教育の推進

1 防災教育の推進

施策の基本方針

- (1) 東日本大震災の教訓から、学校の安全性を確保し、児童・生徒が生涯にわたり、自らの安全を維持できる基礎的な素養を身に付け、主体的に行動できる能力を育成する安全教育に取り組みます。
- (2) 学校における組織的な取組の推進、地域社会や家庭などとの連携強化を図ります。

重点的な取組

- (1) 状況に応じて児童・生徒が主体的に行動する能力の育成
 - ・地震や台風、豪雨、洪水などによる自然災害や事故、火事、伝染病などの不慮の 非常事態に応じて、自らの安全を守るための知識の習得や、主体的に行動する能 力を育成する危険・事故回避訓練を実施するとともに、さらに共助・公助の視点 から安全な社会づくりに貢献する意識の向上を目指した教育を推進します。
- (2) 学校や家庭、地域が連携した防災体制の充実
 - ・胎内市が策定した防災マップや各学校で策定の「震災対策マニュアル」と「風水 害対策マニュアル」に基づき、学校での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、 児童・生徒および教職員の非常時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避 難場所も検討していきます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
防災教育の見直しを含めた津波災害等に係 る避難訓練の実施校数	校	_	9

2 健康教育の推進

施策の基本方針

子どもに心身の健康に必要な習慣や知識、態度を修得させ、生涯を通じて自らの健康を管理する実践力などを身に付けさせるため、学校と家庭、関係機関が連携し、地域全体で取り組みます。

重点的な取組

- (1) 健康な生活や病気の予防に関する指導や教育
 - ・児童・生徒が喫煙、飲酒、薬物との関わりや心身の機能の発達に関する理解および性感染症予防など性問題に関する正しい知識が得られるよう、早い時期から関係機関と連携した教育の充実に努めます。
- (2) 生活習慣の改善や健康問題の解決に向けた家庭や関係機関との連携の推進
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣形成をはじめ、多様 化する健康課題の解決に向けて、児童・生徒や保護者などの参加、幼・保・小・ 中の連携など、弾力的な運営による学校保健委員会を推進します。
 - ・メンタルヘルスに関する課題や虫歯予防、アレルギー疾患への対応など、家庭や 地域の医療機関と連携した保健指導の充実を図るとともに、保健関係機関や学校 医、学校歯科医、学校薬剤師と連携した病気の予防対策の充実に努めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
小・中学校における関係機関と連携した喫煙 や薬物、性感染症などに関する指導教室の実 施校数	校	4	9
児童・生徒や保護者などの参加、幼・保・小・中の連携など、弾力的な運営による学校保健 委員会の推進校数	校	_	9

3 食育の推進

施策の基本方針

- (1) 平成24年3月に策定した「胎内市食育推進計画」に基づき、食習慣の見直し、食と健康的な生活を考える。日本食の利点を再考し、バランスの良い食事などについて、学校と家庭、地域で連携して取り組みます。
- (2) 市民や各種団体、民間事業所と行政が協働し、食を通して郷土理解を深める取組や食文化の継承、心身の健康や感謝の気持ちを育む取組を推進します。

重点的な取組

- (1) 学校給食の充実
 - ・平成27年度の運用を目指し、胎内市統合学校給食センターの建設を進めます。完成後は、「胎内市食育推進計画」を確実に実行していくとともに、より充実した学校給食を提供します。
 - ・「学校給食衛生管理基準」に基づいて調理する施設整備によって、安全な給食の提供もちろん、アレルギー対応食の提供や残食ゼロを目指した献立の充実などに取り組みます。
- (2) 地域の食材を提供する学校給食
 - ・学校給食では米粉などの地場産物を活用し、地域の食文化や自然の恵みに対する 理解と感謝の気持ちを育むように努めます。
 - ・生産者の顔が見える安全で新鮮な食材の提供と地域産業の発展に向けて、関係者 との検討協議を進め、より多くの地場産物の活用を目指します。
- (3) 家庭・地域における食育の推進
 - ・規則正しい食生活や食事マナーの指導、食べ物や生産者への感謝の気持ちを育む ことは家庭での役割と考え、家庭での食育の推進、とりわけ朝食の喫食習慣づけに 取り組みます。
 - ・伝統的な食文化を次世代に伝えるため、地域や各種団体と連携して給食に伝承献立を取り入れ、家庭でも関心を持って食べられる献立に取り組みます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
学校給食の残渣量(全校の1回当たり)	kg	118	60
学校給食の地場産の使用割合(品目数)	%	14. 30	20.00
朝食喫食率(全校の平均値)	%	93. 97	98. 00

第3 心豊かで広い心を持つ人材の育成

1 心豊かな人材の育成

施策の基本方針

- (1) 幼児期から小・中学校までの重要な子どもの成長期間に、感性が豊かで、生命の 重要性や人権を尊重できる道徳心をもった人間に育成できるように努力します。
- (2) 子どもの豊かな心を育むには、周りの大人が健全な心を持ち合わせなければならないことから、子どもたちの活動に保護者や地域の方々の参加を促すなど、市民一体となって明るく健全なまちづくりに向けた取組を推進します。

重点的な取組

- (1) 道徳教育や人権教育、同和教育の充実
 - ・子どもの心の育成のため、規範意識や命を大切にする心、差別を許さない心など を育む方策を明示した道徳教育の全体計画を作成します。
 - ・自己の生き方や人間としての生き方を深める道徳教育の充実を推進します。
 - ・「人権教育、啓発推進計画」に基づいて、学校教育・社会教育における人権教育、 同和教育を推進します。
 - ・各園、各学校において、人権教育、同和教育の職員研修を確実に行い、職員の人 権意識を高めます。
- (2) いじめや不登校などに対する取組の推進
 - ・いじめや非行、不登校、自殺の問題に対し、幼児期からの計画的かつ丁寧な指導 に取り組みます。また、それらの防止に向けての組織や環境づくりに、学校と家庭、 地域、教育委員会が連携して取り組みます。
 - ・子どもの心の問題や学力不振、小1プロブレム対策、中1ギャップ対策、不登校、 それに繋がる事象などの早期発見、早期解決を目指し、教育相談体制の整備、スク ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、関係機関と連携して 取り組みます。
 - ・教育相談機能を強化するとともに、訪問指導や適応指導教室の機能を充実させな がら、問題を抱える子どもたちや保護者を学校と連携を図りながら計画的に支援し ます。

(3) 子どもの読書活動の推進

・読書はいかなる年代でも欠くことのできない必須の知的活動です。これらを踏ま えた「胎内市子ども読書活動推進計画」を策定し、市立図書館の図書館司書による 園・学校への巡回指導や、読書活動にかかわるボランティア関係団体等との連携、 子どもの読書活動の充実に向けた取組を支援します。

(4) 幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続

・幼児期の教育活動から小学校以降の教育活動への滑らかな接続を目指した幼・保・ 小の連携強化と速やかな幼・保の指導計画の一体化を図り、円滑な接続を見とお した教育課程の編成、実施に取り組みます。

(5) 小学校と中学校との綿密な連携

・小学校段階から中学校段階へ移行すると、不登校の人数が増えたり問題行動が増えたりする、いわゆる「中1ギャップ」の現象が見られます。そのため、小学校と中学校が綿密に連携をとりあい、9年間を見据えた教育課程を編成したり学校行事を計画したりします。

(6) 子どもの発表機会の推進

・「わたしの主張大会」や「ジュニア音楽祭」などの開催、「いじめ見逃しゼロスクール集会」での子どもたちの発表など、児童・生徒の社会の一員としての自覚と健康な心身の発達に努めるとともに、市民がその健全育成に理解を深めることを目的とした取組を推進します。

推進指標

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
「胎内市教育の日」における保護者等の参加型の道徳授業の実施校数	校	_	9
人権教育、同和教育に関する校外研修に参加 した教職員の割合が90%以上の学校数、幼稚	校	_	9
園数	園	-	1
人の役に立っていると思う児童・生徒の割合 が85%以上の学校数	校	_	9
小・中学校の暴力行為※1の発生件数	件	22	5 未満
小・中学校のいじめ**2の認知件数	件	7	3 未満
小・中学校の不登校 ^{**3} の児童・生徒数 (年 30 日以上の欠席者)	人	20	10 未満
幼稚園・保育園、小学校における学校支援ボランティアによる読み聞かせや図書紹介等の	校	_	5
取組数	園		4
幼稚園、保育園と小学校との円滑な接続を見通した教育課程の編成・実施の状況 ^{※4}	ステップ	ステップ 1	ステップ 3

※1 暴力行為: 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計の件数

※2 いじめ: 当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。 (文部科学省 平成 18 年度からの新定義)

**3 不登校: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。数値上は、30 日以上の欠席者

※4 幼稚園、保育園と小学校との円滑な接続を見通した教育課程の編成・実施の状況

ステップ1: 年数回の授業、行事、研究会等の交流があるが、接続を見通した教育課程 の編成・実施は行われていない。

ステップ2: 授業、行事、研究会等の交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・ 実施が行われている。

ステップ3:接続をとおして編成・実施された教育課程について、実践結果から、さらによりよいものとなるよう検討が行われている。

2 家庭と地域が連携した社会性の育成

施策の基本方針

子どもの社会性を育むため、学校と家庭、地域が連携した各種体験活動の裾野を広げるための取組を推進します。

重点的な取組

- (1) 学校支援活動(学校支援地域本部)の推進
 - ・学校支援ボランティアを核とした学校支援体制を学校と連携して整備します。そして、地域の大人が子どもの成長に様々な形で関わることにより、子どもたちに多様な体験の機会を与え、規範意識やコミュニケーション能力を向上させます。
- (2) 放課後支援活動(放課後子ども教室)の拡充
 - ・様々な経験や技能を持つ地域の方々の力を活かし、放課後児童クラブと連携しな がら子どもたちが学習やスポーツ活動、文化活動、交流活動を行う機会や活動拠点 (居場所)を提供します。
- (3) 家庭教育支援活動の推進
 - ・お手伝いなどで、日常体験の重要性について理解を得るための講演会の開催をは じめ、家庭での体験を奨励する取組を推進します。
- (4) 子どもの育成団体への支援拡充
 - ・体験活動の裾野を広げるため、地域の子ども会などが実施する体験活動を支援します。
- (5) あいさつ運動の推進
 - ・あいさつは人間関係をつくる第一歩という考えのもと、「誰とでも明るくあいさつ を交わす子どもの育成」を目指して、胎内市で毎月「あいさつの日」を設定し、学 校と家庭、地域が連携した、あいさつ運動を推進します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
学校支援地域本部活動数 (安全パトロール除く)	旦	226	360
放課後子ども教室に参加する児童の割合	%	20	40
体験活動を実施する子ども会の割合	%	24	50
家庭教育支援講演会等の主催回数	旦	0	5
進んであいさつする子どもの割合	%	_	80 以上

3 国際感覚を育む教育の実践

施策の基本方針

- (1) 国際的に活躍できる人材の育成を目指し、コミュニケーション能力を育む取組を推進します。
- (2) 子どもが日本文化に対する理解を深め、日本人としてのアイデンティティーを大切にしつつ、他国の文化や伝統を理解、尊重できる豊かな国際感覚を持つ人材の育成に努めます。

重点的な取組

- (1) 海外体験学習交流事業の推進
 - ・胎内市では、アメリカ・イリノイ州カーボンデール市と姉妹都市の協定を、中国 黒龍江省綏化市と友好都市の協定を締結しています。特にカーボンデール市へは、 胎内市在住の中学生を派遣し、ホームステイをしながら、カーボンデール市の学校 に体験入学をするなど、ホストファミリーや現地の子どもたちとの交流を深める取 組を行っています。

今後、中国綏化市との間におきましても、人的交流を図りながら幅広い分野での相互交流が予定されています。

・海外の都市との交流において、今後、受入れ事業を行う場合は、国際交流を担当 する部署と連携しながら事業推進を図ります。

(2) 国際理解教育の推進

- ・小・中学校にALT講師を派遣し、子どもの英語力向上や、国際社会で生きていくために必要なコミユニケーション能力の育成に努めるとともに、地元高校の教員や生徒を小・中学校に受け入れ、英語による交流活動を推進します。
- ・言語や習慣が異なる国の人々との交流や、調べ学習などを通して、自国及び他国 の文化や伝統を理解し、尊重する態度を育み、国際感覚を向上させる国際理解教育 を推進します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
ALTとの学習に意欲的に取り組んでいる 子どもの割合	%	_	80

4 キャリア教育の推進

施策の基本方針

就業意識・職業観の未熟さや、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さが問題となる中、職業を通じて社会の一員としての役割を果たすことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付け、将来の夢や目標を持つ子どもの育成を目指します。

重点的な取組

社会的・職業的自立に向け、将来の目標を見出す教育の推進

- ・「胎内市キャリア教育推進連絡協議会」を設立し、地域関係者と連携した活動を推進します。具体的には、「胎内市人材バンク」(胎内市職場体験学習協力事業所一覧表、胎内市体験学習等授業協力者一覧)を立ち上げ、地域コーディネーターを中核として、中学生の職場体験学習や、小学生が地域のプロフェッショナルに学ぶ機会を創出します。
- ・小・中学校の学校活動において、高校生・専門学校生・大学生など上級学校の生徒・ 学生を招くことにより、交流を図りながら互いの人間関係形成能力や将来設計能力を 高める活動を推進します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
将来の夢や目標を持つ子どもの割合	%	70	85

第4 学ぶ子どもの育成

1 学力向上への取組

施策の基本方針

急速に変化し、多様化が進む現代社会を生き抜くには、生涯にわたって学習し、実生活や仕事の中で応用し、実践する主体的・能動的な力が求められます。そして、そのような力を身に付ける「学ぶ子どもの育成」には、子どもに基礎的・基本的な学習内容を確実に習得させ、自ら考え、判断し、主体的に学習に取り組む態度を育てることが重要です。そして、一人一人の子どもの適性、進路などに応じてその能力を伸ばす学校でなければなりません。

そのためには、一人一人の子どもに目の行き届く教育の展開、家庭と連携した生活 習慣の見直し、そして何より教員の指導力向上が重要です。

これらの取組について、中学校区における小・中学校が連携して対処できるよう指導・支援に努めます。

重点的な取組

- (1) 少人数指導、TT指導^{※5}などによる個に応じた指導の充実
 - ・現在の「学習指導要領」に、「確かな学力」として、「基礎的な知識・技能」、「知識・技能を活用し、自ら考え判断し表現する力」や「学習に取り組む意欲」を育むことが明示されています。これらの学力を一人一人の子どもに確実に習得させるため、個々の能力や特性に応じた指導が展開できるよう、教員の指導体制の整備や教育環境づくりに努めます。
- (2) 家庭と連携した学習習慣の定着と生活習慣の改善
 - ・指導と評価の一体化に留意して授業を展開し、家庭学習に結び付けるとともに、 保護者と連携して生活習慣の見直しと学習習慣の定着に取り組むことができる よう、学校の指導・支援に努めます。

複数の教員が協力して授業を行う指導方法である。

- ・1 学級(教科)の指導を複数の教員が担当し、複数の教員の目で、きめ細かく指導する。一人の教員が授業を進め、他の教員は児童・生徒の理解に応じて個々への指導を 行う。
- •1つ又は複数の学級を集団の質によって編成しなおし、それぞれの教員が集団に適した指導を行う方法。

^{※5} T T 指導 (チーム・ティーチング指導)

(3) 教員の指導力向上

- ・現在の「学習指導要領」の趣旨を考慮した学習指導が展開できるよう、PDCA **6サイクルを活かした「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」が実感できる授業づくり、全校体制での学力向上を図る取組に対し、教員研修や授業技術などの支援に努めます。
- ・学力テストなどの適切な分析、子どもたちに必要とされる学力の見極めやそれに 伴う教員の指導力向上を図るため、指導主事の増員と教育センター機能の設置に 努めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
・「授業が分かる」児童・生徒の割合 (自己評価)		(H24.4月下旬)	
	校	小学校 95%以上 4	小学校 95%以上 5
	100	 中学校 85%以上	
		1	4
・学習習慣強調週間における「ノーメディア*にチャレンジ」の取組で目標達	4- 5.	_	小学校 85%以上 3
成の学校数 (※テレビ、ビデオ各種ゲーム、パソコン) などを使わずに生活すること。	校		中学校 75%以上 2
・学力検査NRTにおける5段階評定の 下位層(評定1・2)の割合の減少、上		(H25.4月下旬)	
位層(評定 5)の割合の増加		小学校	小学校
	%	1・2 段階 20% 5 段階 5%	1・2 段階 15% 5 段階 7%
		中学校	中学校
		1·2 段階 27% 5 段階 3%	1・2 段階 25% 5 段階 7%

^{※6} PDCA: Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価・検証)、Action (改善) の各課程を順に実施し、教育活動の充実を図るもの。サイクルの期間は、取組内容により1月、半年、1年など様々である。

2 学校運営の改善

施策の基本方針

- (1) 近年の学校教育が抱える多様な課題を解決していくため、学校支援ボランティア の積極的活用や実効性のある学校評価に向けた改善など、地域とともに歩む学校づくりを推進します。
- (2) 教員が個々の子どもに向き合い、きめ細かな教育に専念できるよう、学校の多忙 化の解消など学校運営の改善に向けた指導と支援に努めます。

重点的な取組

- (1) 教育目標の具現に向けた保護者や地域との積極的・計画的な連携
 - ・学校の在り方についての現代的要求を理解するとともに、当地域の特徴を加味した特色のある教育プログラムを保護者や地域の方々の声を生かし策定します。そのために地域と学校関係者のコミュニケーションを密にし、積極的に同プログラムを完遂するために学校を支援します。
- (2) 実効性のある学校評価の推進
 - ・学校は、家庭や地域と目標や課題を共有し、積極的な参画や連携協力による学校 づくりを推進します。そのために、学校関係者評価委員とともに、学校や地域の 課題に基づく評価項目の精選を行い、学校の重点的な取組を検討します。また、 学校評価の結果を共に分析することで、教育活動の改善につなげていきます。
- (3) 学校の多忙化解消
 - ・学校事務の共同実施の一層の推進に合わせ、情報通信技術を活用した校務の効率 化、負担の軽減化を進めるとともに、市単独の調査、報告文書の削減に努め、学 校の多忙化解消を推進します。
 - ・学校で増加する特別な支援を要する児童・生徒の対応や生徒指導上の問題に対応 するため、介助員や学習指導補助員の配置、関係機関と連携した市サポート体制 の構築などによる積極的な学校支援に努めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
学校評価における「学校支援ボランティアの 積極的・計画的活用」に関する肯定的評価の 割合	%	_	100
中学校区学校関係者評価の導入などによる 小・中学校が連携した学校評価の改善校区数	中学校区	0	4
学校校務用支援システム* ⁷ における利用可能 な機能の活用度	%	30	100

^{※7} 学校校務用支援システム: 校務の情報化により、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善、教員のゆとり確保が可能となる。子どもたちの出欠や成績、時数、給食、保健などの管理機能を有し、また、職員全体に広報を行う電子掲示板機能やスケジュールを共有するスケジューラ機能等を有するシステムのこと。

3 特別支援教育の推進

施策の基本方針

- (1) 教育と福祉、保健、医療などの各分野の関係者が連携して、子どもたちの健やかな成長を促し、自立と社会参加を支援する「胎内市教育相談体系化連携事業」を推進します。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築など、障がいの有無に関わらず、多様な教育的ニーズや能力に応じて子どもの生きる力を育む指導や支援に取り組むとともに、幼稚園、保育園、小・中学校および関係機関における情報の共有化と役割分担の明確化により、連携の強化に努めます。

重点的な取組

特別支援教育推進体制への取組

- ・特別な教育的ニーズのある児童・生徒について、幼稚園・保育園、小・中学校における「個別の指導計画」**8の作成はもとより、学校や家庭、関係機関等が連携して「個別の教育支援計画」**9を適切に作成し、その活用を通して指導の充実を図り、入学前・進路先との引継ぎが組織的に行われるような体制づくりを推進します。
- ・支援を必要とする児童・生徒が今後も増加し、対応も多様化する傾向にあることから、特別支援教育専門員の養成・配置を行うとともに、それらに対応するべき施設環境の設置に努めます。

推進指標

指標名単位現状平成30年度特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成校数校79

^{※8 「}個別の指導計画」: 幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標 や指導内容、指導方法を盛り込んだ、園や小・中学校ごとに作成される、きめ細かい指 導計画

^{※9 「}個別の教育支援計画」: 一人一人の障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校 卒業後までの一貫した長期的な計画。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、 また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

第5 ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進

1 ふるさと教育の推進

施策の基本方針

- (1) ふるさとの自然や環境、歴史、伝統、文化についての学習や地域の学習資源等を活用した体験学習から、地域への理解を深め、大切にする心を育てます。
- (2) ふるさとを継承し、発展させるための形成者としての資質を養い、次世代の地域社会における人材の育成に努めます。

重点的な取組

- (1) ふるさと体験学習の推進
 - ・学校と地域、行政による「ふるさと教育推進委員会」を設置し、子どもが地域の 自然や歴史、文化などについて学校で学習する「ふるさと教育」を推進します。
 - ・自然や産業、歴史、芸能などの各種講座を開催し、そこに住む住民が地域を知る 場を提供するとともに、「地域の先生」の掘り起し、育成に努めます。
- (2) 総合学習や体験学習での文化財、社会教育施設の活用
 - ・文化財、社会教育施設を活用し、歴史体験学習や自然体験学習を通して、地域の 歴史や文化、自然環境に対する理解や愛着を深める教育を推進します。
- (3) 郷土芸能に対する理解や継承への取組、郷土を愛する人材の育成
 - ・地域との連携により、子どもたちの伝統芸能への参加を奨励し、各地域の伝統芸 能の継承に向けた取組を支援します。
- (4) 郷土の偉人の周知
 - ・城氏や中条氏、黒川氏、会津八一など、胎内市に関わりのある人物を通じた郷土 の偉人の歩みを知り、遺徳を偲ぶ機会を提供します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
学校授業でのふるさと学習資源の採用学年 数	学年	12	18
文化財、社会教育施設での体験学習学年数	学年	10	18

2 文化財の活用と保護

施策の基本方針

市内に所在する多数の文化財を通じてふるさとの歴史や伝統、文化についての学習、 それらを活用した体験学習から、地域への理解を深め、自分が住む地域を誇りに思う 心を育てるとともに、文化財の保護、継承に努めていきます。

重点的な取組

- (1) 郷土の歴史への理解のための史跡・文化財の活用
 - ・城の山古墳や奥山荘城館遺跡を活用するための拠点施設整備を行い、郷土の歴史 への理解を深める取組を推進します。

(2) 近代化遺産等の活用

・黒川油田 (シンクルトン記念公園)、宮久炭鉱、持倉金山などの近代化遺産、路 傍の碑・石仏から先人の歩みを学ぶ機会を創出します。

(3) 地域文化財の情報発信

- ・市外へ文化財情報を発信し、地域で気付かなかった魅力を外からの視点で見直す ことにより、新たな気付きを発掘します。
- ・他の地域の人とのふれあいの中で地域の価値を再認識し、子どもから大人まで楽 しめるロマンあふれる文化財の普及啓発事業を推進します。
- ・地域の特色ある文化財をコースごと、テーマごとにまとめたリーフレット等を作成し、市内の文化財および文化的街並み景観を積極的に紹介していきます。

(4) 地域文化財の保護、継承

- ・市内の貴重な文化財を適切に保護し、後世に継承していくためには、日頃からの 保護管理意識を高め、虫害や自然災害などによる損傷に注意を払うことが重要で あることから、定期的に現地調査を行い、文化財的価値を損ねることがないよう、 保存修理を継続していきます。
- ・地域の文化財、歴史遺産を計画的に発掘・整備・継承するため、郷土史の研究家 を支援するとともに、専門知識を有する学芸員の採用、育成に努めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
文化財めぐり、講演会等の開催回数	□	3	6
表示板、散策道等の整備か所数	か所	52	70
文化財、樹木等の総合調査回数	□	3	6
ボランティア・ガイド育成講習会回数	口	3	10

第6 安全な教育環境の整備

1 安全な教育環境の整備

施策の基本方針

事件や事故、自然災害の危険から子どもの安全性を確保するため、家庭や地域、関係機関との連携に必要なコミュニケーションを強化し、学校施設の耐震化を含めた防災機能強化と老朽化対策に努めます。

重点的な取組

- (1) 地域と連携した学校内外の安全確保へ向けた取組
 - ・子どもたちへ交通安全や防犯に対する教育を推進し、「自分の身は自ら守る」という意識を高めるとともに、地域における交通対策、防犯対策の環境整備を促進します。
 - ・「胎内市子どもを見守りタイ」や「学校支援ボランティア」などとの連携を強化 し、「地域の安全は地域で守る」を合言葉に学校と家庭、地域および関係機関の 連携により子どもたちの安全を守る環境やシステムを構築します。
 - ・登下校時における児童生徒の安全確保においては、学校、教育委員会、警察、道 路管理者等関係機関が、連携、協働して通学路の安全点検や安全確保を図ってい きます。
- (2) 学校施設の非構造部材の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等
 - ・非構造部材^{※10}の耐震化と老朽化対策の耐震点検調査・設計を早期に実施し、防 災機能強化を総合的に推進します。

推進指標

И

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
関係機関と連携した防災・防犯教育等実施 回数	□	2 (平均)	3以上
小・中学校非構造部材の総点検の実施と対 策の検討校数	校	0	9

^{**10} 非構造部材: 天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚など

2 情報活用能力育成の環境整備

施策の基本方針

情報活用の実践力、情報の科学的な理解とモラル等、情報社会に参画する態度をバランスよく習得するための環境整備を推進します。

重点的な取組

- (1) 学校のICT(情報コミュニケーション技術)環境整備
 - ・現代のネット時代に対応するため、学校教育の現場においても最新のデジタル教 科書、教材などを設置します。

(2) 教員の指導力向上

・教員のICT活用指導力を高める校内研修の推進により、指導方法を改善し、教 員が子どもたちに応じた指導を行い、適切な情報活用能力を育成することを目指 します。

(3) 教員のサポート体制

・情報通信技術の活用を普及、定着させるため、外部人材である情報支援員(IC T指導員、図書館司書等)を配置し、情報端末やデジタル機器のトラブル、情報 通信ネットワークの障害対応などの技術支援はもとより、情報通信技術を活用し た授業をすべての教員が行えるよう支援します。

(4) 青少年の有害情報対策

・インターネット、スマートフォンなどによる有害情報から子どもたちを守るとともに、トラブル (いじめ) や犯罪に巻き込まれないように、啓発活動を行い、保護者はもちろんのこと家族や教職員の理解につなげる取組、マナー向上策を推進します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
電子黒板等の設置率(各クラス1台)	%	(H25. 4. 1) 50	100
情報支援員による教員へのサポートと自立 支援により I C T 活用指導力のある教員数	%	_	100

3 教育の機会均等の確保

施策の基本方針

家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもに就学機会を保障し、社会を生き抜く力を身に付け安定的な雇用に繋げるため、奨学金制度や就学支援による教育の機会均等の確保に取り組みます。

重点的な取組

奨学金、必要に応じた就学支援

- ・学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であって、経済的な理由により、就学が 困難な者に対して奨学金を貸与します。
- ・経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に 要する費用を援助します。

第7 活力あるコミュニティーの形成

1 地域社会の確立

施策の基本方針

- (1) 活力あるコミュニティーの形成を目指し、地域の特性を活かした取組や、幼稚園・保育園、小・中学校および家庭、地域との信頼関係を構築する取組を支援します。
- (2) 郷土の歴史を知り、自分が住む地域の成り立ちを学ぶことで、誇りに思う人づくりを推進します。

重点的な取組

地域の特性を活かした創意工夫への支援

- ・生涯学習施設や集落の施設において、地域の文化や教育資源を活用した学習と地域 住民や学校および団体との連携による交流事業などを進め、地域コミュニティーを 形成する学習活動を支援します。
- ・地域課題の解決や住民参加を促す人材として、主体的に行動できる地域のリーダー を養成します。
- ・自分が住む地域の歴史や芸能講座による学習など、地域をより深く知る機会を創出 し地域の繋がりを深めます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
地域リーダー養成講座受講者数	人	_	50

2 生涯学習の振興

施策の基本方針

市民が生涯にわたり、自主的、主体的に学びを続けていくことのできる学習環境の 充実と地域課題の解決に向けた学習機会を提供するほか、多様なニーズに対応するた め、民間団体などと連携、協働した学習活動の展開により、自己実現と社会参加を促 し、循環型生涯学習社会を目指した人づくり、地域づくりに努めます。

重点的な取組

(1) 生涯学習の充実

- ・公民館や社会教育施設における学習情報の提供や幅広い学習課題に対応するための相談窓口を設置するなど、自主的な学習活動を支援する環境の充実を図ります。
- ・学習の場の提供や公民館活動により、地域の仲間や絆づくり、まちづくりを支援 し、学習成果を地域に繋げる循環型の生涯学習社会を目指します。
- ・公民館活動については、中央公民館を核として、各地区公民館・社会教育施設・ 各地域のコミュニティー施設をサテライトとして、系統的なプログラムの提供と 内容の充実に努めます。

(2) 生涯学習基盤の整備における市民協働

- ・市民の学習拠点となる施設整備を行う場合 (P14 スポーツ施設、P16 芸術・文化施設、P34 史跡・文化財施設を含む。)、多様な生涯学習シーンに対応し、各種施策の展開ができるように配慮するとともに、計画策定段階から関係機関や団体の代表者、専門分野における有識者、一般市民の参画を得ながら、市民協働による基盤を備を進めます。
- ・社会教育委員会議(公民館運営審議会)、スポーツ推進審議会、文化財保護審議会などの附属機関・外郭団体の協議が活性化するよう、現実的・将来的な課題の 提起に努めます。
- ・生涯学習施設 (スポーツ、芸術・文化、史跡・文化財施設を含む。) の管理・運営、イベントの企画立案などにおいては、民間団体や一般企業などと連携しながら、より市民のニーズに寄り添った基盤整備に努めます。

(3) 生涯学習施策の関係機関との連携

・生涯学習関連のイベント、講座、教室の開催にあたっては、市長部局ほか、県・ 近隣市町村等関係機関との十分連携を図りながら実施します。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
公民館利用者数	人	45, 000	50, 000
図書館図書貸出冊数	件	70, 552	80,000

3 学びを通じたコミュニティーの再構築

施策の基本方針

- (1) 社会全体の教育力を向上させ、社会が人を育み、人が社会を作る好循環を生み出すことにより、様々な地域課題を、多様な主体の協働によって解決できる社会を実現するため、絆やコミュニティーの再構築に向けて取り組みます。
- (2) 一線を退いた社会人や高齢者を中心とした大人が、学校活動への参加や子どもたちとの交流の機会を持つことにより、生涯にわたり元気に過ごし、社会参画をすることを促します。

重点的な取組

- (1) 学校支援活動(学校支援地域本部)の推進
 - ・学校支援地域本部を全小学校区で設立し、継続的な広報・啓発活動や、学校支援 ボランティアの新たな人材の発掘等の支援などを通じて、学校を拠点とした地域 の絆づくりを推進します。
- (2) 放課後支援活動(放課後子ども教室)の拡充
 - ・放課後子ども教室を全小学校区で開設し、地域の子ども、大人が自由に参加でき、ふれあえる場をつくります。
- (3) 地域を基盤とした子ども会の活動支援
 - ・子どもたちに一番身近な地域での仲間活動により、心身の健全な育成を促し、学校や家庭での教育とともに重要な教育活動である「子ども会」の活動を支援します。また、近年の少子化等の現状から、今後、新たな枠組みや地域コミュニティー組織の育成・連携を図ります。
- (4) 世代間交流の推進
 - ・高齢者が進んで学習活動やスポーツを楽しむことのできる環境整備と支援を行うことにより、世代間交流の場を創出します。
- (5) 青少年健全育成のための組織支援
 - ・青少年の健全育成のために活動する団体の活動を支援するとともに、市内の行政 機関や企業・団体が協力・連携できる機会をつくり、協働の輪を広げます。

指標名	単位	現 状	平成 30 年度
学校支援ボランティアの登録者数	人	302	500
放課後子ども教室に参加した地域住民の数	延べ 人数	622	700

第5章 計画の推進に向けて

第1 組織及び運営の改編

本計画は子どもから高齢者までの市民を対象に、本市がその教育をどのように考え、どのように推進していくかを示しています。本計画を推進するには、現状の組織を横断的、または複数の部署が担当することになり、組織改編が必要となります。そこで、平成25年度を準備期間とし、本計画を推進する組織や運営を今後どのように改編するか検討します。

第2 計画の周知

本計画は、学校などの教育関係機関および市民を対象に周知を図ります。市民向けには、市報やホームページなどを活用しながら、分かりやすい情報発信、広報活動に努めます。

なお、これまで教育委員会が作成している「胎内市の教育」(リーフレット) については、本計画に基づいて作成し、従来通り配布します。

第3 進捗管理

本計画を着実に取り組み具現するために、進捗管理体制を整え、次のように行います。

- 1 年度末に、本計画に掲げた取組の執行状況を指標に照らして評価します。その 評価に基づき、成果や課題をとりまとめます。その際、「胎内市の教育」に関す る評価について本計画の評価を活かすよう体制を整えます。
- 2 外部評価委員会を組織し、評価結果を検討します。
- 3 外部評価委員会の検討結果を教育委員会に報告します。
- 4 評価結果の概要は、関係機関や市民に公表します。

第4 研修

本計画の進捗管理を含め教育全般について、新しい知見を得るなどして、職員の質的水準の向上を図ることは重要です。大学等の関係機関や専門家から、今後の方向性等について、教示いただくことも本計画を進める上で重要であると考え、計画的に取り組みます。

施策の全体体系

基本理念	目標
	健康な心身の醸成
たくましい精神を涵養する)(日々変革する現代を生き抜き、	○健康で活力あふれるたくましい身体と体力を身につける○スポーツを愛好し楽しむ○自分の身を守ることができる○問題に積極的に挑戦できる○粘り強く取り組める忍耐力をもつ
優生きな	豊かな人間性の確立
教育は人をつくり、地域なめき、ふるさとと日本の将来に貢献	○ モラルとルールを意識する○ 他とかかわり協調性を持ち、和を大切にする○ 思いやる心・感謝の心を持つ○ 優れた技術や芸術に触れる○ 自己実現を通して信念を持てるようにする
地に貢献	確かな学力の修得
域をつくる崇高な営み (献できるような、自らの目標と夢を持ち続けられる	 ○ 楽しく学び、生きていくための学力をつける ○ 創造性を豊かにする ○ 学ぶ意欲を持ち、自分で考え、判断し行動できる ○ 自分の思いや意見を伝える ○ 読書の習慣をつけ、読解力を向上させる ○ 夢や目標を持ち努力する
目標と	ふるさとを誇りに思 う人間の育成
夢を持ち続けられる	ふるさとを知る郷土文化、歴史に親しむ地域共同体の役割を知るふるさとの発展に寄与するふるさとの良さを発信する他の地域や諸外国を知り、視野を広げる

	基本方向	施策の柱	重点的な取組	推進指標 (現状と平成 30 年度)
		子どもの体力向上	○幼児・児童を対象とした運動に親しむプログラムの提供 ○スポーツ少年団、運動部活動への支援	◆幼児・児童を対象にした運動に親しむプログラムへの参加者数
	スポーツや芸術・文化を 楽しむ教育の推進	生涯スポーツの推進	○総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」への支援 ○社会体育施設の管理運営 ○各種スポーツ教室・大会の実施と支援	◆小学校全児童に対するスポーツ少年団登録者加入率 ◆中学校全生徒に対する運動部員加入率 ◆総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」加入者数 ◆社会体育施設利用人数(全施設)
		競技スポーツの振興	○胎内市体育協会への支援 ○競技団体・選手への支援 ○スポーツ教室 の開催 ○各競技スポーツ施設の充実	◆胎内市体育協会連盟員数 ◆スポーツ教室参加者数 ◆胎内市美術展作品出品者数
		芸術・文化の振興	○発表と鑑賞機会の充実 ○芸術・文化振興策の充実 ○芸術・文化施設 の充実	◆胎内市美術展・ジュニア美術展入場者数 ◆産業文化会館多目的ホール利用者数
		防災教育の推進	○状況に応じて児童・生徒が主体的に行動する能力の育成 ○学校や家庭、 地域が連携した防災体制の充実	◆防災教育の見直しを含めた津波災害等に係る避難訓練の 実施校数 ◆小・中学校における関係機関と連携した喫煙や薬物、性
	安全教育と健康教育の 推進	健康教育の推進	○健康な生活や病気の予防に関する指導や教育 ○生活習慣の改善や健康 課題の解決に向けた家庭や関係機関との連携の推進	感染症などに関する指導教室の実施校数 ◆児童・生徒や保護者などの参加、幼・保・小・中の連携 など、弾力的な運営による学校保健委員会の推進校数
		食育の推進	○学校給食の充実 ○地域の食材を提供する学校給食 ○家庭・地域における食育の推進	◆学校給食の残渣量(全校の1回当たり) ◆学校給食の地場産の使用割合(品目数) ◆朝食喫食率(全校の平均値)
		心豊かな人材の育成	○道徳教育や人権教育、 同和教育の充実 ○いじめや不登校などに対する取組の推進 ○子どもの 読書活動の推進 ○幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続 ○小学校と 中学校との綿密な連携 ○子どもの発表機会の推進	◆「胎内市教育の日」における保護者等の参加型の道徳授業の実施校数 ◆人権教育、同和教育に関する校外研修に参加した教職員の割合が90%以上の学校数、幼稚園数 ◆人の役に立っていると思う児童・生徒の割合が85%以上の学校数
	心豊かで広い心を持つ 人材の育成	家庭と地域が連携した社会性 の育成	○学校支援活動(学校支援地域本部)の推進 ○放課後支援活動(放課後子ども教室)の拡充 ○家庭教育支援活動の推進 ○子どもの育成団体への支援拡充 ○あいさつ運動の推進	◆小・中学校の暴力行為の発生件数 ◆小・中学校のいじめの認知件数 ◆小・中学校の不登校の児童・生徒数(年30日以上欠席者) ◆幼稚園・保育園、小学校における学校支援ボランティアによる読み聞かせや図書紹介等の取組数 ◆幼稚園、保育園と小学校との円滑な接続を見通した教育 ************************************
		国際感覚を育む教育の実践	○海外体験学習交流事業の推進 ○国際理解教育の推進	課程の編成・実施の状況 ◆学校支援地域本部活動数(安全パトロール除く) ◆放課後子ども教室に参加する児童の割合 ◆体験活動を実施する子ども会の割合 ◆家庭教育支援講演会等の主催回数
		キャリア教育の推進	○社会的・職業的自立に向け、将来の目標を見出す教育の推進	◆進んであいさつする子どもの割合 ◆ALTとの学習に意欲的に取り組んでいる子どもの割合 ◆将来の夢や目標を持つ子どもの割合
		学力向上への取組	○少人数指導、TT指導などによる個に応じた指導の充実 ○家庭と連携 した学習習慣の定着と生活習慣の改善 ○教員の指導力向上	◆「授業がわかる」児童・生徒の割合 ◆学習習慣強調週間における「ノーメディアにチャレンジ」での取組で目標達成の学校数 ◆学力検査NRTにおける5段階評定の下位層(評定1,2)の割合の減少、上位層(評定5)の割合の増加
	学ぶ子どもの育成	学校運営の改善	○教育目標の具現に向けた保護者や地域との積極的・計画的な連携 ○実 効性のある学校評価の推進 ○学校の多忙化解消	◆学校評価における「学校支援ボランティアの積極的・計画的活用」に関する肯定的評価の割合 ◆中学校区学校関係者評価の導入などによる小・中学校が連携した学校評価の改善校区数
		特別支援教育の推進	○特別支援教育推進体制への取組	◆学校校務用支援システムにおける利用可能な機能の活用度 ◆特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する「個別の 指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成校数
	ふるさとを学び、ふるさ	ふるさと教育の推進	○ふるさと体験学習の推進 ○総合学習や体験学習での文化財・社会教育施設の活用 ○郷土芸能に対する理解や継承への取組、郷土を愛する人材の育成 ○郷土の偉人の周知	◆学校授業でのふるさと学習資源の採用学年数 ◆文化財・社会教育施設での体験学習学年数 ◆文化財めぐり、講演会等の開催回数
	とをつくる教育の推進	文化財の活用と保護	○郷土の歴史への理解のための史跡・文化財の活用 ○近代化遺産等の活用 ○地域文化財の情報発信 ○地域文化財の保護、継承	◆表示板、散策道等の整備か所数 ◆文化財、樹木等の総合調査回数 ◆ボランティア・ガイド育成講習会回数
		安全な教育環境の整備	○地域と連携した学校内外の安全確保へ向けた取組 ○学校施設の非構造 部材の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等	◆関係機関と連携した防災・防犯教育等実施回数
	安全な教育環境の整備	情報活用能力育成の環境整備	○学校のICT (情報コミュニケーション技術) 環境整備 ○教員の指導力向上 ○教員のサポート体制 ○青少年の有害情報対策	◆小・中学校非構造部材の総点検の実施と対策の検討校数 ◆電子黒板等の設置率(各クラス1台) ◆情報支援員による教員へのサポートと自立支援によりⅠ
		教育の機会均等の確保	○奨学金、必要に応じた就学支援	▼情報又接負による教員へのサポートと日立又接により1 CT活用指導力のある教員数
		地域社会の確立	○地域の特性を活かした創意工夫への支援	
	活力あるコミュニティ	生涯学習の振興	○生涯学習の充実 ○生涯学習基盤の整備における市民協働 ○生涯学習 施策の関係機関との連携	◆地域リーダー養成講座受講者数 ◆公民館利用者数 ◆図書館図書貸出冊数
	一の形成	学びを通じたコミュニティー の再構築	○学校支援活動(学校支援地域本部)の推進 ○放課後支援活動(放課後 子ども教室)の拡充 ○地域を基盤とした子ども会の活動支援 ○世代間 交流の推進 ○青少年健全育成のための組織支援	◆ 図音時図音員UIII級

胎内市教育振興基本計画策定委員

役耳	職	氏 名	所属
委員	長	相馬 晃	旧中条町教育委員会 教育長
副委員	長	安澤 浩祥	胎内市黒川地区主任児童委員
委	員	中倉 道弥	旧加治川村教育委員会 教育長
委	員	小谷 文子	元小学校教員
委	員	石山涼一	胎内市体育協会 会長
委	員	水橋 健太郎	胎内市スポーツ少年団 本部長
委	員	清野 滿	総合型スポーツクラブ「わくわくたいない」 会長
委	員	成田 武比古	青少年育成胎内市民会議 副会長
委	員	杉山 剛	胎内市放課後子ども教室安全管理員
委	員	近 永	胎内市食生活改善推進委員協議会 会長
委	員	椢原 義市	胎内市放課後子ども教室ボランティア
委	員	斎藤 喜平	胎内市社会教育委員 副委員長
委	員	鈴木 斉	胎内警察署 生活安全課 課長
委	員	若月 隆雄	胎内市立築地小学校教員
委	員	佐藤 渡	胎内市社会福祉協議会 会長